

平成25年(あ)第1329号  
現住建造物等放火，殺人，殺人未遂被告事件  
平成28年2月23日第三小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人後藤貞人，同正木幸博，同水谷恭史の上告趣意のうち，死刑の執行方法に関して憲法31条，36条違反をいう点は，死刑制度がその執行方法を含め憲法のこれらの規定に違反しないことは当裁判所の判例（最高裁昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁，最高裁昭和26年(れ)第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁，最高裁昭和32年(あ)第2247号同36年7月19日大法廷判決・刑集15巻7号1106頁）とするところであるから，理由がなく，その余は，憲法違反をいう点を含め，実質は単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお，所論に鑑み記録を調査しても，刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

付言すると，本件は，勤務の内容や条件が期待どおりでなかったことから，仕事を辞め就職活動を続けていたものの，新たな仕事が見付からず，借金の申込みもままならず，生活に行き詰まりを感じていた被告人が，精神障害の症状により妄想上の人物らの声を聞くなどの体験があったことから，そのような状況に追い込まれたのはそうした人物らの嫌がらせのせいであると考えようになり，これを黙認して

放置している世間の人に対する仕返しとして、営業中のパチンコ店に放火して客や店員等を殺害しようとして決意し、大阪市内のパチンコ店において、ガソリンスタンドで購入したガソリンをバケツに移し替えるなどの準備を整えた上で、これを店内に持ち込み床にまいて点火し、同店を全焼させるとともに、店内にいた客ら5名を焼死させるなどして殺害し、10名に熱傷等の重軽傷を負わせたという現住建造物等放火、殺人、殺人未遂の事案である。

犯行態様は、人出が多い日曜日のパチンコ店を狙った計画的な無差別殺人であって、極めて残酷かつ悪質である。結果は誠に重大であり、社会に与えた衝撃は大きく、遺族らの処罰感情も峻烈である。動機形成の過程には妄想が介在するが、それは一因にすぎず、被告人は、希望にかなう就職や将来の生活をも考えて活動を行ってながらも、直面する現状への不満を動因として犯行を決意するに至ったものであり、犯行及びその前後の具体的状況をもみても、終始一貫性のある合目的的な行動をしているのであって、その精神症状が犯行に及ぼした影響は間接的であって大きなものではない。

以上のような事情に照らすと、被告人の刑事責任は極めて重大であり、被告人が犯行の翌日に自首していること、さしたる前科がないことなど、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。

よって、刑訴法414条、396条、181条1項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官野口元郎 公判出席

(裁判長裁判官 山崎敏充 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官

大橋正春 裁判官 木内道祥)